

青森県告示第七百五十七号

高病原性鳥インフルエンザのまん延を防止するため、青森県家畜伝染病まん延防止規則（昭和五十年四月青森県規則第十九号）第六条第一項の規定により次のとおり規制を行うので、同条第二項の規定により告示する。

平成二十八年十二月二日

青森県知事 三村 申吾

一 規制の区域

青森市大字後潟字後潟山、字大原、字平野、大字小橋字伊沢、字田川、字福田、大字四戸橋字磯部、字富田、大字六枚橋字不浪知、字山越、字六枚橋山、字磯打、大字野沢字横手

東津軽郡蓬田村大字阿弥陀川字汐干、大字中沢字池田、字浪返、大字長科字浦田、字川瀬、字鶴喰、大字蓬田字汐越

東津軽郡今別町大字鍋田字関口

五所川原市金木町大字芦野

二 規制の期間

平成二十八年十二月二日付け青森県告示第七百五十六号により指定家畜等の移動、移出及び移入の禁止区域として指定した日から当該指定の解除日まで

三 規制の内容

- 1 家畜（鶏、あひる、うずら、きじ、だちょう、ほろほろ鳥及び七面鳥に限る。以下同じ。）の品評会等の家畜を集合させる催物を開催することの禁止
- 2 食鳥処理場又はGPセンターの事業を行うこととの禁止
- 3 ふ卵をすることの禁止